

小口貨物の通関・関税制度 (メキシコ)

2025 年 3 月 (2025 年 8 月更新)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

メキシコ事務所

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

目次

1.はじめに.....	1
2.免税措置.....	2
3.簡易通関手続.....	3
(1) 輸入事業者登録を要しない貨物	3
(2) 国際郵便.....	5
(3) 国際宅配便（クーリエ）	7
(4) 引越貨物や職業貨物.....	11
(5) 旅行者携行品.....	11
(6) 見本品	13
4.展示会用貨物の輸入手続き	14
5.簡易納税制度を採用する個人事業主	15
6.輸入禁止品目.....	16
別添① D2「海外から到着する旅客の関税申告書（Declaración de aduana para pasajeros procedentes del extranjero）」	18
別添② D7「貿易税の支払い（Pago de contribuciones al comercio exterior）」	20
別添③ M1.9「国際展示会用割当証明書（Carta de cupo para Exposiciones Internacionales）」	21

1.はじめに

ジェットロでは 2017 年にメキシコにおける「小口貨物の通関・関税制度」を発行したが、その後 2020 年に米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) が発効され、小口輸送についても大幅な変更が行われた。また、海外の EC サイトを通じた小口輸送の需要の増加に伴い、本来、正規の通関を行うべき製品が、不当に小口貨物として輸入されるケースが散見されるとして、メキシコ政府は 2024 年末までに幾度と国税庁 (SAT) 貿易細則 (Reglas Generales de Comercio Exterior) を改正した。度重なる改正により、小口輸送に関する規制が複雑になったため、本稿ではメキシコにおける小口輸送の通関・関税に関する制度情報を今一度整理する。ただし、本稿は 2025 年 8 月 15 日時点での制度情報であり、今後の変更においては、後述する各種法令を確認いただきたい。

本稿では、メキシコに製品を輸入する場合の小口貨物における通関・税関制度を取り上げる。まず、メキシコでは、物品の輸入には税が課せられる。輸送を行うためには、原則として輸入者登録 (Padrón de Importadores) を行い¹、登録通関士 (Agente aduanal)、あるいは通関に関する法定代理人 (Representante legal) を利用して通関手続きを行う必要がある。つまり、税関への輸入申告、税関の審査・検査、関税などの納付等を行い、メキシコ国内に物を持ち込むことができるようになる。ただし、旅客者が手荷物のほかに携行する物品について、または所定額以下の国際郵便や国際宅配便を利用した輸入について、輸入にかかる税を決定する場合に、通常の輸入通関を行わず、特別な措置として関税の減免や輸入手続きの簡素化を行うことができる。従って、こういった通常の輸入手続きの対象とならない簡易手続や輸入関税が免除される場合などを紹介する。特にメキシコにおいては、製品の金額やどの国から輸入されるかによって輸入手続きが異なるため、最初にメキシコにおける通常の輸入者登録を必要としない範囲を紹介し、その後に免税を含む簡易通関制度について、国際郵便やクーリエ便の配送方法や旅行者携帯品・展示会用貨物など各種形態に沿った輸入手続きを解説する。

・ メキシコでの小口輸送に関する租税公課および各種法令

メキシコで輸入品に対して税関で課税される租税公課としては、主に、関税 (輸入一般関税 IGI/ Impuesto General de Importación、など)、付加価値税 (IVA/ Impuesto al Valor Agregado、原則 16%、食品、医薬品等の一部は 0%)、通関手数料 (DTA/ Derecho de Trámite Aduanero、原則、税関評価額の 0.8%) が挙げられる。

メキシコの通関・関税制度に関する主な法令は次のとおりである。

- ・ 税関法 (Ley Aduanera)
- ・ 税関法規則 (Reglamento de la Ley Aduanera)
- ・ 輸出入関税法 (Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación)
- ・ SAT 貿易細則 (Reglas Generales de Comercio Exterior 2025) 及びその別添 (Anexo)

なお、輸出においても輸入同様に通関手続き等必要となるが、本稿では便宜上メキシコからの輸出については言及していないことをご留意いただきたい。

¹ このほか、i)化学製品、ii)放射性物質、iii)前駆体及び麻薬製造用主要化学製品、iv)武器類、v)爆発物及び同原料、vi)花火製造用化学製品・原料・類似製品、vii)その他の武具・装置・刃物・爆発物、viii)武器等の製造のための機械・器具・装置・物質、ix)タバコ、x)履物、xi)繊維・衣類、xii)エチルアルコール、xiii)炭化水素・燃料、xiv)鉄鋼、xv)鉄製品、xvi)中古自動車の輸入にあたっては、別途、特定部門別輸入者登録 (Padrón de Importadores de Sectores Específicos) も必要となる。

2. 免税措置

物品の輸入には関税が課せられるが、次に該当するものは関税が免除される（税関法 61 条、SAT 貿易細則 3.4.1.）。**※本稿で小口輸送として記載する部分は太字としている**

- i) 輸出入関税法または国際条約により非課税とされている品目、および国防または治安維持のために輸入される品目
- ii) 硬貨や紙幣の発行に用いる金属などの原材料
- iii) 貨物と乗客の国際輸送に使用される車両、およびそれらに必要となる機器
ただし、国内販売を目的とした車両や消費・利用を目的とした車両は含まない
- iv) 国際輸送機関の運営に必要な物品（船舶、航空機等の備品）
- v) 国際輸送を専門とする国内航空輸送会社が航空機の整備に使用する物品
- vi) 国際旅客の荷物**
- vii) 引越貨物や職業貨物**
- viii) 国境地域で消費される商品（150 ドル相当額以下の商品に限る。アルコール飲料、ビール、葉巻やたばこ、自動車燃料は除く）
- ix) 文化、教育、調査、健康、社会福祉などの目的で外国人から寄付され、国際機関や非営利団体が輸入するもの
- x) 外国人学生が受け取る教材（機械や機器を除く）
- xi) 外国政府から連邦政府、州政府、地方自治体、慈善団体、教育機関に送付されたもの
- xii) メキシコで亡くなった外国人の私物や、海外で亡くなったメキシコ人の私物
- xiii) 美術館の常設展で使用される美術品
- xiv) 公衆衛生機関や納税が免除された非営利団体に寄贈されたもの（自動車を除く）
- xv) 障がいを持つ個人やそのような個人にサービスを提供する非営利団体が個人使用のために輸入した特殊車両や車いす、またはその他の製品
- xvi) 保税輸入プログラム企業によって一時輸入され 3 年を経過した中古機器・設備で、公的機関または非営利団体に寄付されるもの
- xvii) 最低限の生活を支援する目的で、連邦政府、州政府、地方自治体、および非営利団体に寄付された品目

その他、輸出入関税法第 2 条 II 号 7 の規定により、次に該当するものが免税となる。

- i) 死体や遺骨が入った棺桶や骨壺
- ii) 消印済み郵便物
- iii) 所定の要件を満たす国際郵便物**
- iv) 見本品**

なお、税関法に基づき関税の支払いが免除される品目の輸入であって、確定輸入²または輸出品の返送の場合、同一条件での返送を前提とした一時輸入³の場合、適用法令や国際条約に基づいた商品価額の無いものを対象とする税関業務については、DTA（2025 年の場合 445 ペソ⁴）を支払わなければならない（[手数料法（Ley Federal de Derechos）](#) 49 条 IV 号）。

² メキシコ国外で生産等された物品をメキシコに輸入し、無期限にメキシコ国内に留める場合の輸入（税関法第 96 条）。

³ 原則、物品が同じ状態でメキシコ国外に輸出されることを前提に、特定の目的のために所定の期間、当該物品をメキシコに輸入すること（税関法 106 条）。

⁴ 当該手数料の額は、毎年見直される。

3.簡易通関手続

前述のとおり、物品をメキシコに輸入するには、輸入者登録や通関士等を通じた通関手続が必要となるが、輸入者自身が使用・消費する場合といった個人利用や自社利用を前提とした、国際郵便や国際宅配便による輸入、旅行者の携行品などの場合には、輸入者登録や通関士等による輸入申告を必要としない簡易通関手続を取ることができる。

(1) 輸入事業者登録を要しない貨物

SAT 貿易細則 1.3.1 に従い、次に該当する輸入の場合は、輸入者登録や特別部門別輸入者登録は不要である（税関法 59 条）。

- i) メキシコ政府に認定された国外の外交機関、領事館、特別使節団、およびメキシコ国内に拠点を置く国際機関の事務所によって実行される輸入
- ii) 税関法 61 条 IX、XI、XVI、XVII 号に基づき、一定の条件を満たす、外国から文化、教育、研究、公衆衛生または福祉への利用を目的として、公共機関や納税義務が免除された法人にへの寄付のために輸入されるもの、国家元首や外国政府からメキシコ政府、州政府、地方自治体、慈善団体や教育機関に寄贈されるものなど
- iii) 障がいのある人や障がい者の介護を行う納税義務が免除された法人が輸入する、障がい者用の特別自動車、車いす、義足などの機具・素材（ただし、税関法 61 条 XV 号に従い、商品の特性により、障がいが補われたり、軽減されたりする特性を有するなどの一定の条件を満たし、許可を有するものに限られる）。
- iv) 税関法 62 条 I 号の規定に従い、免税輸入が認められた外交官が輸入する自動車
- v) 保税転送貨物
- vi) 一時輸出品の輸入など税関法 103 条、116 条、117 条の規定に従った再輸入品
- vii) 税関法 106 条の条件を満たす同じ状態で輸出することを前提とした一時輸入品や **SAT 貿易細則 3.6 章に基づく ATA カルネ (Cuadernos ATA)** を用いた一時輸入品
- viii) 税関法 121 条 I 号に規定される保税区域内で展示や販売に供されるもの
- ix) **SAT 貿易細則 3.2.2.の規定に基づき、旅行者が外国から持ち込む商品**
- x) SAT 貿易細則 3.5.1.および 3.5.2.の条件を満たす自然人（個人）または法人による新車または中古車の輸入（12 カ月間に 1 台に限る）
- xi) 共同農地耕作者が輸入する SAT 貿易細則別添 7 に掲載されている肥料、農薬、農業器具などの農業用品（当該輸入者が納税者登録を行う必要がない場合は、汎用 RFC（納税者番号）を用いることができる）
- xii) 例えば、航空機エンジンや船外機（条件あり）、窓、壁、床、天井に取り付けるタイプのエアコン、要件を満たす冷蔵庫、乾燥機類、加熱機器、製パン・製麺機、印刷機、ミシン、発動機、発電機といった SAT 貿易細則別添 8 に掲載されている自己利用目的の商品
- xiii) 例えば、ビタミン B12、ニコチン酸、プロゲステロン、動物用ワクチン、手術用縫合糸等（条件あり）、診断用または実験用試薬（条件あり）、コンドーム、ガラス製漏斗・ビュレット・試験管、実体顕微鏡、手術用を除く光学顕微鏡、走査型超音波診断装置、注射器といった SAT 貿易細則別添 9 に掲載されている自己利用のための医療機器・製品等の輸入で 1 つのみの場合
- xiv) 一回当たりの数量が次の限度内で自然人（個人）が実施する自己利用目的のための輸入（年に 2 回まで）

品目	限度数量	品目	限度数量
生きた動物	2	食品の缶詰	10 個
玩具	10 個	電子玩具	2 個
家庭用家具	10 個/3 セット	衣類・アクセサリー	10 個
履物・付属品	10 足/個	スポーツ器具	1 個
バイク	1 台	自転車	1 台
新品の自動車・自転車用タイヤ	5 個	家電製品	6 つ
コンピュータ用部品	5 つ	専門職用機器	1 セット
工具	2 セット	装身具	20 つ
宝石	2 つ	記録済み CD・DVD	20 枚
アルコール飲料	24L	動物のはく製	3 つ
船舶・飛行機・ヘリコプター	1 台		

- xv) 総合保税倉庫事業者の倉庫に仕向けられる保税貨物
- xvi) 連邦、州、地方自治体の国防や治安維持機関、消防および検察、税務当局（SAT）、税関（ANAM）が国防や治安維持の目的で輸入し、その目的にのみ使用するもの
- xvii) 国際宅配便を利用して輸入される 1,000 ドル相当以下の貨物、及び月に 1 回を限度とし、他の号に該当しないものであって自然人（個人）が輸入する 5,000 ドル相当以下の貨物
- xviii) 書籍、彫刻、絵画等の芸術作品
- xix) 税関法に基づく家庭用品や専門職に必要な道具等の引越貨物
- xx) 外国の映画製作会社がメキシコでの撮影のために輸入し、撮影中に消費または破壊される消耗財（ただし、録画用カメラまたは音声記録再生装置用素材、舞台素材、特殊効果・装飾・建設素材、編集や事務用品、メイク、衣装、撮影用食品、小道具でなければならない）
- xxi) 処方箋が付された医薬品（当該処方箋に記された数量に限る）
- xxii) 信用機関及び関連活動に関する一般法（Ley General de Organizaciones y Actividades Auxiliares del Crédito） 22 条に基づき総合法税倉庫事業者が競売で落札した貨物

ただし、[SAT 貿易細則別添 10](#) に記載のある特定部門別輸入者登録が必要となる品目を輸入する場合、上記 i)、ii)、vi)、viii)、x)、xvi)を除き、輸入者登録や特別部門別輸入者登録が必要となる。一方、履物や繊維・衣類を上記 xvii) に基づく国際宅配便を利用し輸入する場合には、輸入事業者登録や特別部門別輸入者登録は不要である。

なお、輸入者登録を要しない場合であっても、国際宅配便や国際郵便を利用しない場合には、通関士等を通じた輸入申告が必要となり、輸入申告書には、輸入者の RFC を記載しなければならない。学生や主婦が輸入者となる場合は、CURP（住民登録番号）を用いることができる（SAT 貿易細則 3.1.1.）。

(2) 国際郵便

まず、メキシコでは EMS を含む国際郵便と民間企業が運営する国際宅配便で、手続きや関税のかかる金額等が変更することに注意が必要である。また、国際郵便はメキシコへの到着や国外への発送において、税関当局の監視のもとメキシコ郵便局 (Correo de México) が担うこととなる (税関法 21 条)。国際郵便に関する規定は次のとおり (SAT 貿易細則 3.7.2.)。

・ 50 ドル相当以下の輸入貨物場合

非関税規制⁵の対象となっていない貨物の場合、通関士等を利用せず、IGI、IVA、および DTA を支払うことなく通関できる。なお、当該価額は輸入者ごとの価額となる。

ただし、商品情報番号 (NICO) 4901.10.99 00 に分類されるものを除き、書籍の輸入にあたっては、その数量や価値に関係なく行うことができる。

当該貨物の輸入者 (この場合はメキシコ郵便局) において、IGI、IVA、DTA 以外の税の支払いの対象となる貨物の場合、または非関税規制の対象となる貨物の場合は、**50 ドル超～1,000 ドル相当以下の輸入貨物同様に荷受人は D1 フォーマット「郵便用書式 (Formulario Postal)」⁶を用い、次の手続に従い、対応する税を支払い輸入することとなる。**

1. メキシコ郵便局より貨物受領の通知を受け取る。
2. 配達管轄のメキシコ郵便局に出頭する。
3. 提示された D1 フォーマットに記載の番号 (Linea de Captura) を用いて、銀行で税を支払う
4. 支払いの証明書、身分証、(法人の場合は、法定代理人の権限を記した公正証書のコピー、その代理人が行く場合は委任状などが必要) をメキシコ郵便局に提示し、貨物を受領する

・ 50 ドル超～1,000 ドル相当以下の輸入貨物

貨物の価額に対して総合税率 (Tasa Global) 19%が適用され、輸入者は関税は汎用コード 9901.00.06.00 を用いて通関を行う。あるいは SAT 貿易細則 3.7.6.に規定される次のレートのいずれかを適用することになる。なお、適用されうる非関税規制を遵守している場合、通関士等を利用せず D1 フォーマット「郵便用書式 (Formulario Postal)」を用い輸入する。

表 1

自由貿易協定締約国外からの輸入の場合		
汎用コード	品目	総合税率
9901.00.11.00	アルコール度数 14%以下のアルコール飲料・ビール	77.00%
9901.00.12.00	アルコール度数 14%超 20%以下のアルコール飲料・ビール	82.00%
9901.00.13.00	アルコール度数 20%超のアルコール飲料・ビール	114.00%
9901.00.15.00	たばこ	691.00%
9901.00.16.00	葉巻・刻みたばこ	401.00%

⁵ 関税以外の輸出入規制。輸出入許可、メキシコ公式規格 (NOM) に基づくラベルや梱包等の基準、衛生規制などが挙げられる。

⁶ 税関職員によって税関電子システムを用いて作成される。支払いの場合は、支払いに必要となる「03」で始まるコード (linea de captura) が記される。

税関 (ANAM) ウェブサイト <https://anam.gob.mx/wp-content/uploads/2022/05/Preguntas-Frecuentes-SEPOMEX.pdf> (最終アクセス 2024 年 11 月 29 日)

表 2

自由貿易協定締約国からの輸入であって、そのことが分かるマーク・ラベル・凡例がついている場合や原産地証明がある場合 申告に使用するコードは SAT 貿易細則別添 22 に記載の Apéndice 4 と 8 に従う							
	自由貿易協定締約国						
品目	T-MEC	チリ	コロンビア	EC アンドラ公 国 サンマリノ 共和国	コスタリカ エル・サル バドル グアテマラ ホンジュラ ス ニカラグア	ウルグアイ	日本
アルコール 度数 14%以下 のアルコ ール飲 料・ビー ル	47.00%	47.00%	47.00%	77.00%	66.00%	77.00%	77.00%
アルコール 度数 14%超 20% 以 下のアル コール飲 料・ビー ル	51.00%	51.00%	51.00%	52.00%	51.00%	74.00%	82.00%
アルコール 度数 20%超の アルコール 飲料・ビー ル	77.00%	77.00%	77.00%	114.00%	77.00%	104.00%	79.00%
たばこ	493.00%	570.00%	570.00%	572.00%	570.00%	573.00%	573.00%
葉巻・刻 みたばこ	243.00%	398.00%	398.00%	245.00%	398.00%	401.00%	246.00%
	自由貿易協定締約国						
品目	イスラエル	欧州自由 貿易連合	ペルー	パナマ	太平洋同盟	CPTPP	イギリス
アルコール 度数 14%以下 のアルコ ール飲 料・ビー ル	77.00%	77.00%	48.00%	51.00%	48.00%	62.00%	77.00%
アルコール 度数 14%超 20% 以 下のアル コール飲 料・ビー ル	82.00%	82.00%	52.00%	52.00%	52.00%	67.00%	52.00%
アルコール 度数 20%超の	114.00%	114.00%	79.00%	79.00%	79.00%	78.00%	114.00%

アルコール飲料・ビール							
たばこ	572.00%	572.00%	573.00%	496.00%	496.00%	494.00%	572.00%
葉巻・刻みたばこ	400.00%	400.00%	401.00%	246.00%	246.00%	245.00%	245.00%

メキシコ郵便局は、税の支払証明書と引き換えに、貨物を荷受人に引き渡す。

また、輸入者がD1フォーマット「郵便書式」に入力したデータは最終的なものであるが、税関当局が適切と判断した場合、貨物の通関前に 1 度だけそのデータを修正することができる。修正するには、商品の説明、金額、または数量(支払われる金額を含む)に関する情報を記した書面を支払税額を決定した税関当局または管轄の郵便局に提出する。修正が認められた場合、税関当局によって「郵便書式の修正 (Rectificación de Formulario Postal)」と呼ばれる新しい書類が作成される。

なお、腐食性・引火性・爆発性の物質を含むもの、腐敗しやすいもの、生きた動物、違法薬物といった適用法令により郵便による輸入ができない物品、および粉末、液体、または医薬品の形状（錠剤、コーティング錠、カプセルなど）など識別が困難な物品で、組成を決定するために物理的または化学的分析が必要となるようなもの、わいせつ物や麻薬、危険品など万国郵便条約といったメキシコが締約国となる国際協定に基づく禁制品や輸出入関税法によって輸入が禁止されている品目は、国際郵便を利用することはできない（SAT 貿易細則 3.7.2.）。ただし、その判断は、個々の税関職員の判断に委ねられる。

（3）国際宅配便（クーリエ）

クーリエ便を含む国際宅配便での輸入は通関は、2024 年 12 月 30 日に改定された SAT 貿易細則において非常に複雑な通関制度となった。通関制度について整理するべく、はじめに国際宅配便を利用した簡易通関ができない範囲を示し、その後各国・貨物価額にもとづいた通関制度を整理していくとする。輸入において、国際宅配便を利用した簡易手続が利用できないものは以下のとおり（SAT 貿易細則 3.7.5.）。

- ・ 貨物の価額が荷受人 1 人あたり 2,500 ドル相当額超の場合
- ・ 爆発物や武器、生もの、動物といった適用法令により国際宅配便による輸入ができない物品
- ・ 一般関税表 8711.60.01 00（電動バイク）に分類される物品
- ・ 粉末、液体、または医薬品の形状（錠剤、コーティング錠、カプセルなど）など組成を決定するために物理的または化学的分析が必要となるようなもので、税額の決定に必要な特性が分かりにくい貨物
- ・ 関税等の税の支払いを回避する目的で計画された一連の貨物
- ・ 価額が記載されていない貨物、価値がゼロに近い貨物、貨物の品目が、例えば、言語を問わず「その他」、「商品」、「雑貨」「ギフト」、「贈答品」「返礼品」⁷といった識別困難な汎用的な表現の貨物
- ・ 海上輸送の国際宅配便

⁷ 「サンプル」との記載でも簡易手続をとることができなかった例がある。

なお、これらのうち最後 2 つの条件は、2024 年 10 月 14 日付 SAT 貿易細則改定において追加された条件である。特に、簡易通関手続を利用できる国際宅配便による輸入について、航空輸送および陸上輸送⁸に限定する変更は重要である。

また、前述のとおり、「特性が分かりにくい」「識別困難」といった判断は、個々の税関職員
の判断に拠ることとなる。

国際宅配便による簡易通関手続は、税務当局が定める金額に応じ、登録された国際宅配便事業者⁹を利用し、税務当局に認定された法定代理人を通じ行う場合となる（税関法規則 240 条）。その詳細は次のとおり（SAT 貿易細則 3.7.5.）。

関税は、SAT 貿易細則 3.7.6.に該当する場合には上記の表 1、表 2 に従って対応する率が適用され、それ以外の場合は、次の SAT 貿易細則 3.7.35.の規定に従う。

- i) 貨物の価額に対して 33.5%の総合税率¹⁰を適用する。
- ii) 貨物が 1 ドル相当以下かつパナマまたは太平洋同盟枠組み協定の追加議定書および CPTPP 締約国を原産とする場合
航空貨物運送状を用いた貨物であり、これらに記載の貨物価額が、1 ドル相当以下であり、非関税規制の対象となっていない場合であって、DTA（2025 年の場合 445 ペソ）支払った場合、IGI および IVA を支払う必要がない。
- iii) 貨物が 50 ドル相当以下かつ USMCA 締約国のいずれかを原産とする場合
航空貨物運送状を用いた貨物であり、これらに記載の貨物価額が、50 ドル相当以下であり、非関税規制の対象となっていない場合であって、DTA（2025 年の場合 445 ペソ）支払った場合、IGI および IVA を支払う必要がない。
- iv) USMCA 締約国のいずれかを原産地とする貨物で、その価値が 50 ドル相当超 117 ドル以下の場合 17%の税率を適用できる。ただし、航空貨物運送状を用いる場合または陸路での輸送の場合でこれらに記載の価額が当該条件を満たす額であり、非関税規制の対象とならない場合に限られる。
- v) 貨物が 117 ドル以上で USMCA 締約国のいずれかを原産とする場合、19%の税率を適用できる。ただし、航空貨物運送状を用いる場合または陸路での輸送の場合で、これらに記載の価額が当該条件を満たす額であり、非関税規制の対象とならない場合に限られる。

また、貨物の価額が輸入者（荷受人）1 人あたり 1,000 ドル相当額以下の場合、輸入者（荷受人）は輸入者登録を要しない¹¹。宅配便事業者は、通関士等を通じて申告するが、商品情報番号は、貨物の測定単位に応じた汎用コードを利用する。ただし、選別していないダイヤモンド

⁸ 同基準には、陸上輸送も簡易手続の対象としているが、陸送輸送は実質的には米国としか行われていない。

⁹ 簡易通関手続を行う国際宅配便事業者は登録が必要であり、その有効期間は 2 年間である。2024 年 10 月 14 日付け SAT 貿易細則の改定により、登録国際宅配便事業者は税関（ANAM）のポータルサイトでその名称が公表されることとなった。

¹⁰ 2025 年 7 月 28 日付け SAT 貿易細則第 4 次改定により、2025 年 8 月 15 日から総合税率が 19% から 33.5%に変更された。

¹¹ 2025 年 4 月 7 日付け SAT 貿易細則第 1 次改定により、1,000 ドル相当額以下の文言は廃止され、クーリエ便の利用範囲内となる 1,000 ドル相当以上～2,500 ドル相当以下でクーリエ便を利用する際でも輸入者登録は不要となった。

（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）（7102.10.01.00）、工業用ダイヤモンドで単にひき、クリーブまたはブリーチしたもの（7102.21.01.00）、工業用以外のダイヤモンドで単にひき、クリーブまたはブリーチしたもの（7102.31.01.00）の場合は、それぞれ対応する商品情報番号を用いて申告しなければならない。また、前掲の表 1 に該当する貨物の場合は、当該汎用コードを用いなければならない。

輸入者（荷受人）の RFC、名称（または氏名）、住所を申告しなければならないが、これらの情報が提供されていない場合は、宅配便事業者の RFC、名称、住所を用いることができる。この点、かつては輸入者（荷受人）の RFC が分からない場合は、宅配便事業者の RFC、あるいは汎用 RFC : EDM930614781 を用いることができたが、2024 年 10 月 14 日に官報公示された SAT 貿易細則改正において変更された。

また、例えば輸入許可証など貨物が非関税規制に準拠していることを証する書類が添付されなければならない。

国際郵便と国際宅配便（クーリエ便）について、非常に複雑な制度となっていることが理解できたが、各項目について再度整理すると表 3 のとおりとなる。

表 3：国際郵便と国際宅配便（クーリエ便）の比較（出所：ジェトロ作成）

輸送手段	貨物の基準	通関士等	IGI	DTA	IVA	非関税規則	輸入者登録	その他	対象外貨物
国際郵便 SAT貿易細則 3.7.2 条	【≤U\$50 および 非関税規制対象外】 【書籍(数や価格を問わない、商品情報番号 4901.10.99 00を除く)】	不要	不課税****	不課税	不課税	対象外	不要	無し	郵便による輸入が禁止される物品または識別が難しい物品
	【≤U\$1000】 【≤U\$50 および 非関税規制対象】 または 【≤U\$50 かつ他の税の対象】		19% (たばこ、葉巻、アルコール飲料 表1・2(3.7.6の表) 参照)			対象となる場合は、これを遵守しなければならない		D・1フォーマット、商品情報番号 9901.00.06 00を用いる。損金対象外	

クーリエ*** SAT貿易細則 3.7.5条 (Pedimento T1)	≤U\$1000		不要	33.5% (たばこ、葉巻、アルコール飲料 表 1・2(3.7.6の表) 参照)			対象	損金対象外 (税関法88条)	関税分類 8711.60.01 00(電動バイク)に分類されるもの、識別が難しい物品、価格が記載されていない物品、「返礼品」などの汎用的表現の貨物など。	
	[3.7.5条iiに規定される国*****を原産とし ≤U\$1および 非関税規制対象外]			不課税	課税****	不課税	対象外			不要
	USMCA締約 国原産かつ航 空便	[≤U\$50および非関税規制対象 外]								
		[>U\$50かつ≤U\$117および非 関税規制対象]								
		>U\$117								
	>U\$1000かつ≤U\$2500		要	33.5% (たばこ、葉巻、アルコール飲料 表 1・2(3.7.6の表) 参照)			対象	不要		

(注)

* 2025年のDTA 445ペソ

** ウェブサイト <https://anam.gob.mx/formulario-postal-sepomex/>

*** 航空便および陸上輸送に限る

****表現を簡略化しています(他においても同じ)

*****パナマまたは太平洋同盟枠組み協定の追加議定書およびCPTPP締約国

(出典) 2025年7月28日付けSAT貿易細則第4次改定までの変更に基づく

（４）引越貨物や職業貨物

外交官、外交使節団、国際機関の職員、駐在員等のメキシコ居住者やその家族の所有物は、原則、免税で輸入が可能である（税関法 61 条）。免税となる期間は、メキシコ入国前 3 カ月からメキシコ入国後 6 カ月である。なお、一時居住者や学生一時居住者の家庭用品や中古品は所定の条件を満たす限り一時輸入の状態を維持することとなる（税関法 106 条）。なお、引越貨物とは、中古品であって、家具、書籍、書棚、展示会やアートギャラリーを開催できるほどまでに完全なコレクションを構成しない程度の芸術作品、専門職者の機械や道具（研究室、オフィス、工房に設置されるような完全な設備を形成しない程度）を含むとされる。また、輸入予定日の少なくとも 6 カ月前までに購入されたものでなければならない（税関法規則 100 条、101 条、SAT 貿易細則 3.3.5.）。

免税による引越貨物の輸入は、輸入者の居住地を管轄するメキシコ領事により認証された申告書が添付されている場合にのみ認められる。申告書には次の事項が記載されなければならない（税関法規則 101 条）。

- ・輸入者の氏名
- ・輸入者のメキシコに引っ越す前の住所
- ・メキシコ国内の住所
- ・引越貨物の品名と数量
- ・これらの情報が正しいとの宣誓

外交官、外交使節団、国際機関の職員の引越貨物の輸入の場合、申告書を用いて行わなければならない、商品情報番号 9804.00.01 00 を利用し、SAT 貿易細則別添 22 Apéndice 8 に従い対応するコードを入力しなければならない（税関法規則 88 条、90 条、SAT 貿易細則 3.2.8.）。

永住者が引越貨物を免税によって 2 回以上輸入するときは、2 回目以降の輸入は最初の引越貨物の輸入から 1 年以内に管轄の税関当局に許可を申請しなければならない（税関法規則 101 条、SAT 貿易細則 3.3.15.）。

一時居住者が永住者の滞在ステータスとなった場合には、メキシコ移民庁が発行する永住者カードを取得してから 6 カ月以内に、一時輸入ステータスの引越貨物を免税のまま確定輸入に切り替えることができる（税関法規則 104 条、SAT 貿易細則 3.3.3.）。

新聞、テレビ、ラジオ向けジャーナリズム活動や映画製作に関連する活動を行う外国居住の自然人は、撮影機材等の業務に必要なものを、貨物の詳細、数を記載したリストを税関当局に提出することを条件として一時輸入できる（関税法規則 152 条、SAT 貿易細則 3.2.10.）。

（５）旅行者携行品

前述 2. の vi) に挙げたように、国際旅行者は手荷物を免税にてメキシコ国内に持ち込むことができるがその数量や品目が次の表 4 のとおり規定されている（SAT 貿易細則 3.2.3.）。

表 4

品目	限度数量	品目	限度数量
衣類、履物、衛生・美容品、ベビー用品など個人使用品	—	書籍・雑誌・印刷物	—
カメラ・ビデオカメラ	2 台	玩具	5 つ
フィルムや記録メディア等	—	ビデオゲーム機	1 台
携帯電話・ポータブル通信機器	3 台	ビデオゲームソフト	5 本

品目	限度数量	品目	限度数量
GPS（全地球測位システム）機器	1 台	血圧計	1 台
携帯コンピューター（ノート型 PC 等）	1 台	糖度計	1 台
携帯コピー・印刷機	1 台	個人用の医薬品 （向精神薬の場合、処方箋を要する）	—
携帯プロジェクター	1 台	スーツケース等	—
ディスクドライブ	1 台	たばこ*	10 箱
スポーツ用品	2 個	葉巻*	25 本
釣り竿	4 本	たばこ葉*	200g
サーフボード	3 枚	ワインを除くアルコール飲料*	3L
トロフィー・記念品（ハンドキャリーで輸送可能なもの）	—	ワイン*	6L
音声録音再生機	1 台	双眼鏡	1 台
デジタル画像音声再生機、CD プレーヤー	2 台	望遠鏡	1 台
DVD プレーヤー	1 台	楽器	2 台
携帯スピーカー	1 式	キャンプ用テント・キャンプ用品	1 式
レーザーディスク	5 枚	歩行器、松葉杖など高齢者や障がい者用機器	—
DVD	10 枚	手工具（ドライバー・ペンチなど）	1 式
CD	30 枚	ペット**	3 匹
ソフトウェア	3 本	ペット用品	—
電子機器記録用メディア	5 つ		

* 18 歳以上の旅客の場合に限られる

** 農業・農村開発省（SADER）が発行した動物検疫証明書を提出する必要がある。野生動物の場合は、環境保護連邦検察庁（PROFEPA）の検疫証を提出し、非関税規制への準拠も証明しなければならない。

また、旅客は、手荷物以外の携行品を下記に従い免税にて持ち込むことができる。

- i) 旅客が陸路で入国する場合:300 ドル相当以下の物品
- ii) 旅客が空路または海路で入国する場合:500 ドル相当以下の物品

旅客は、この物品の価値を、レシート等で証明する必要がある。なお、これには、アルコール類、たばこ及び自動車の燃料タンクに含まれる燃料を除く自動車用燃料を含むことはできない。

家族で同時に同じ交通手段でメキシコの領土に到着した場合、家族の許容範囲を組み合わせることができる。

旅客が免税手荷物許容量のみ持ち込む場合、輸入申告は不要であり、「申告なし（nada que declarar）」のレーンを通過する。それ以外の場合、原則、[SAT 貿易細則別添 1](#)に記載の D2 フォーマット「海外から到着する旅客の関税申告書（西語・英語）（Declaración de aduana para pasajeros procedentes del extranjero (Español e Inglés))」（別添①）を[電子形式](#)で用い申告する必要がある。電子申告を行うと、30 日間有効な受領書（acuse de recibo）が発行され、これを入国税関に印刷して提示するか、電子媒体を用いて提示する。ただし、上記手荷物および許容量のほかに携行品として物品を持ち込む場合、「自己申告（Auto declaración）」レーンに並び、

税関職員に貨物について説明し、対応する税を支払う。この時、前述の D2 フォーマットの提示は不要である。現金、国内小切手、外国小切手、支払命令書、またはその他の債権書類、またはそれらの組み合わせで、1 万ドル相当額を超える金額を申告する必要がある場合は、SAT 貿易細則別添 1 に記載の D4 フォーマット「現金および/または債券書類の申告書(西語および英語) (Declaración de Internación o Extracción de cantidades en efectivo y/o documentos por cobrar (Español e Inglés))」を用いて申告し、対応する税を支払う（税関法 50 条、88 条、SAT 貿易細則 3.2.5、3.2.6.）。

次の条件を満たす場合、通関士等を利用せず、物品を輸入できる。関税率は 19%の総合税率を用いることができる（SAT 貿易細則 3.2.2.）

- i) 手荷物を除き 3,000 ドル相当額以下（コンピューターを含む場合は 4,000 ドル相当額以下）
- ii) 物品の価額を証明する書類があること
- iii) 非関税規制の対象ではないこと
- iv) 粉末、液体、または医薬品の形状（錠剤、コーティング錠、カプセルなど）など組成を決定するために物理的または化学的分析が必要となるようなもので、税額の決定に必要な特性が分かりにくい物品でないこと

そのほか、それぞれ 114.00%、691.00%、401.00%の総合税率を適用し、最大 6 リットルのアルコール飲料やワイン、40 箱のタバコおよび 50 本の葉巻を輸入することができる。いずれの支払いも、SAT 貿易細則別添 1 に記載の D7 フォーマット「貿易税の支払い（西語・英語・仏語) (Pago de contribuciones al comercio exterior (Español, Inglés y Francés))」（別添②）を用いて入国税関で支払うか、別のフォーマットを利用し、オンラインバンキングや金融機関、クレジットカード・デビットカード払いなどを選択することもできる。

なお、後述 6. 輸入禁止品目は旅客者の携行品であってもメキシコ国内に持ち込むことはできない。また、動植物検疫の対象となる物など非関税規制の対象となる品目は前述の簡易手続にてメキシコ国内に持ち込むことはできない（税関法 88 条）。

（6）見本品

見本品とは、数量、重量、容量、またはその他の提示条件により、商品の展示または注文を受け付けるためにのみ使用できることが明確に示されている物品であり、以下の要件を満たす場合に該当するとみなされる（SAT 貿易細則 3.1.2.）。

- ・ その単位価値が 1 ドル相当以下
- ・ マーキング、破損、穴あけなど販売またはサンプル以外の使用に適さないよう処理されていること。マーキングは、はっきりと見え、読みやすく、消えない塗料またはインクを使用すること
- ・ 市販用の包装でないこと
- ・ 粉末、液体、または医薬品の形状（錠剤、コーティング錠、カプセルなど）など組成を決定するために物理的または化学的分析が必要となるようなもので、一見しただけでは関税分類の特定が難しいものでないこと

なお、玩具のサンプルの場合、単価は最大 50 ドル相当額まで認めら、価額を除く前述の条件が遵守されている場合、同じモデルを 2 個まで輸入することができる。

サンプルは、上記のような形態から商業価値がないものとみなされ、課税の対象とはならない（輸出入関税法 2 条第 2 号）。ただし、DTA（2025 年の場合 445 ペソ）は支払わなければならない（手数料法 49 条 IV 号）。通関士等を利用した通関申告は必要であり、商品情報番号

9801.00.01 00 を用いて、SAT 貿易細則別添 22、Apéndice 8 に従って対応するコードを入力する。

国際規格への準拠を確認するための分析や試験を目的としたサンプルは、最大 6 カ月間、一時輸入することができる。この場合、DGOA（税関業務総局）に対し、商品の説明、関税分類、および商品情報番号、分析または試験の工程、検査機関の名称および RFC を記した自由形式の書面にて要請しなければならない。分析や試験が終わった場合は、再輸出するか国内で廃棄する（税関法 106 条、SAT 貿易細則 4.2.3）。

展示用を目的としたサンプルも同様である（税関法 115 条、116 条、SAT 貿易細則 4.2.3）。

再輸出を条件とし、ATA カルネを用いた一時輸入も可能である。この場合、貨物と一緒に ATA カルネを税関職員に提出し、職員が認証した日から 6 カ月間一時輸入が認められ、同期間内に再輸出しなければならない（SAT 貿易細則 3.6.2.）。

4.展示会用貨物の輸入手続き

国際展示会とは、製品またはサービスの販売を目的とする人々によって組織される私的または公的な実演または展示会と解される（税関法規則 184 条）。

少なくとも 1 名の国外居住者が当該展示会に出席する場合、国際展示会用施設に対し、臨時に最大 1 カ月間の保税倉庫としての許可を出すことができる。この場合、展示会の 15 日前までに税関当局に対してその申請を提出しなければならない。申請書には、違反行為があった場合、イベント主催者が輸入事業者と連帯責任を負う旨を提示し、当該展示会の広告宣伝を証する書類を添付する。（税関法 121 条、税関法規則 185 条）。

保税倉庫として許可を受けた展示会場に出展する外国居住者は、展示会主催者が有する M1.9. フォーマット「国際展示会用割当証明書（Carta de cupo para Exposiciones Internacionales）」（SAT 貿易細則別添 1）（別添③）を通関申告書に添付しなければならない。申告書の RFC 欄には、汎用 RFC「EXTR920901TS4」を用い、輸入者の住所欄には、当該展示会場の名称を入力する。また、非関税規制に準拠していなければならない（税関法 119 条、SAT 貿易細則 4.5.4.、4.5.28）。

輸入に際する税は、IGI、IVA は不要となるが、DTA（2025 年の場合 445 ペソ）を支払わなければならない。

国際展示会向けのものとして個別に識別する永久的シールまたはマークによって識別される場合に限り、国際展示会の出席者または参加者間で無料で配布する商品を輸入することができる。この場合、その単位価値が 50 ドル相当額を超えない限り、商品の返送は確認されない（税関法規則 184 条、SAT 貿易細則 4.5.29.）。

保税展示品を国内企業等に販売する場合、確定輸入となり、購入者による輸入申告を行い、対応する税を納めなければならない（税関法規則 154 条）

そのほか、メキシコは「ATA 条約（物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約）」を批准していることから、ATA カルネ（Cuaderno ATA）用いた一時輸入も可能である。これは、輸出や一時輸出入を促進する国際税関書類であり、通関手続きを簡素化し、必要書類を省略することができる。これを用いた一時輸入期間は、最長 6 カ月であり、展示会や見本市等で使用されることを目的とした商品、商用見本品、業務用機器などに用いることができる。メキシコにおいては、全国商工会議所（Cámara Nacional de Comercio (CANACO)）がこれを発行する団体として認可を受けている。

ATA カルネを用いる場合、貨物と一緒に ATA カルネを税関職員に提出し、職員が認証した日から 6 カ月間一時輸入が認められ、同期間内に再輸出しなければならない (SAT 貿易細則 3.6.2.)。なお、ATA カルネの有効期間は、発行から 1 年間である (SAT 貿易細則 3.6.4.)。

5.簡易納税制度を採用する個人事業主

メキシコの RFC を有し、メキシコ国内で事業を行う個人事業主は Régimen Simplificado de Confianza と呼ばれる簡易納税制度¹²を採用することで、3,000 ドル相当額以下の貨物の輸入において、次に従い簡易通関手続を取ることができる (SAT 貿易細則 3.7.1.、所得税法 (Ley del Impuesto sobre la Renta) 113 条の E)。

- i) 通関士等を通じて、SAT 貿易細則別添 22 に記載の Apéndice 2 と 8 に従って商品情報番号を使用し、輸入を申告する。
- ii) 申告の際に入力する輸入者の情報 (RFC や氏名、住所) は税務当局に登録されている情報と一致しなければならない。
- iii) 総品情報番号は、計測単位が個数の場合その汎用コード 9901.00.01 00、計測単位がキログラムの場合は 9901.00.02 00 を用いる必要がある。
- iv) 輸入申告書には、商品の価額を示す CFDI (Comprobante Fiscal Digital por Internet、メキシコの公式電子インボイス) あるいは同等の書類を添付する。
- v) NOM (Normas Oficiales Mexicanas : メキシコ公式規格。メキシコにおいて法的強制力を有する規格で、安全規格のほか、省エネルギーを目的とした規格、労働安全領域の規格、消費者向けの商品情報ラベルの内容を定める規格などがある) の対象となる貨物は、適用される規定に従って準拠していることを証明する。
- vi) 該当する場合、輸入前に、SAT 貿易細則別添 1 に規定される B14 フォーマット「Encargo conferido al agente aduanal para realizar operaciones de comercio exterior o la revocación del mismo (外国貿易業務を行うために通関士に認められた手数料またはその取消し)」または同 B21 フォーマット「外国貿易業務を行うために通関事業者に与えられた手数料 (Encargo conferido a la agencia aduanal para realizar operaciones de comercio exterior o la revocación del mismo)」を提示する必要がある。

輸入に際し支払う税額の決定には、19%の総合税率が用いられるが、アンチダンピング税の対象となる品目の場合は、これを適用できない。

また、次の貨物は本簡易手続きを利用し輸入できない。

- ・ NOM やアンチダンピング税以外の非関税規制の対象となる品目
- ・ IGI、IVA 以外の税の対象となる品目
- ・ 自動車、トラクター、自転車、その他の陸上車両及びその部品や付属品 (輸出入関税法に規定される一般関税率表第 87 章のコードに該当するもの) ただし、上四桁 87.08、87.12、87.13、87.14、87.16 に分類される品目であって油圧または空気圧のサスペンションがない長さ 3 メートルのセミトラック、および上 6 桁 8711.10、8711.20、8716.80 に分類される品目は除く。
- ・ アンチダンピング税の対象となる品目であって、通関申告書に貨物に対応する商品情報番号と輸入にかかる税額、アンチダンピング税の額が記載されていない場合

¹² 年間の売り上げが 3 百 50 万ペソ未満の事業主に認められるメキシコの所得税納税簡易制度。

6.輸入禁止品目

輸出入関税法に基づき、次の品目はメキシコへの輸入やメキシコからの輸出が禁止されている（×=禁止）。

コード	品目	輸入	輸出
0301.99.01	稚魚、幼体、成体の肉食魚（生魚）	×	×
0302.89.01	トトアバ（生鮮・冷蔵）		×
0302.99.03	トトアバ（魚くず）		×
0303.89.01	トトアバ（冷凍）		×
0303.99.03	トトアバ（魚くず）		×
0410.90.01	亀の卵		×
1207.91.01	けしの実（アヘン）		×
1208.90.03	ケシの粉(アヘン)	×	×
1209.99.07	大麻の種子	×	×
1211.90.02	大麻の葉（マリファナ）	×	×
1302.11.02	生アヘン（吸引用に加工されたもの）	×	×
1302.19.02	大麻エキス	×	×
1302.39.04	大麻派生品	×	×
2404.11.01	燃焼せずに吸入することを目的としたタバコ、または再構成タバコ	×	×
2404.12.01	ニコチンを含む燃焼せずに吸入することを目的とした製品	×	×
2404.19.01	電子タバコ類（8543.40.01）に該当するもののために設計されたもの	×	×
2833.29.03	硫酸タリウム	×	×
2903.81.04	ヘキサクロロシクロヘキサン、リンデンを含む	×	×
2903.82.02	ヘプタクロル	×	×
2903.82.04	オクタクロロ	×	×
2903.89.03	イソドリン	×	×
2903.92.04	トリクロロ	×	×
2910.50.01	エンドリン	×	×
2920.11.03	メチルパラチオン	×	×
2920.30.01	エンドスルファン	×	×
2924.12.03	ホスファミドン	×	×
2924.25.01	アラクロル	×	×
2930.80.01	キャプタフォル	×	×
2930.80.02	アルジカルブ	×	×
2930.90.74	フェンティオン	×	×
2931.54.01	トリクロルホン	×	×
2931.59.01	レプトフォス	×	×
2932.96.01	カルボフラン	×	×
2933.92.01	アジンホスメチル	×	×
2939.11.01	ヘロイン	×	×
3003.49.01	カナビス（大麻）調整品	×	×

コード	品目	輸入	輸出
3003.49.02	アセチルモルヒネ調整品	×	×
3004.49.01	アセチルモルヒネ製剤	×	×
3004.49.02	カナビス（大麻）製剤	×	×
3808.52.01	クロロフェノタン（正味含有量 300g 以下）	×	×
3808.59.02	トリクロルホン	×	×
3808.91.06	フェントエート配合品	×	×
3808.99.03	エチルエステルベースのダニ駆除剤	×	×
3824.99.83	電子タバコ類（8543.40.01）に使用される溶液および混合物	×	×
4103.20.02	カメまたはアカウミガメの皮	×	×
4908.90.05	子供を中傷したり、滑稽に描いたステッカー(例：Garbage Pail Kids)	×	×
4911.91.05	子供を中傷したり、滑稽に描いた印刷物(例：Garbage Pail Kids)	×	×
8543.40.01	電子タバコと加熱式タバコ	×	×
8543.90.03	電子タバコ類（8543.40.01）に関連するもの	×	×

別添① D2「海外から到着する旅客の関税申告書（Declaración de aduana para pasajeros procedentes del extranjero）」

D2フォーマット

海外から到着する旅客の関税
申告書（西語・英語）
(Declaración de aduana
para pasajeros procedentes
del extranjero (Español e
Inglés))

1（上から）

名前
姓
国籍
誕生日（日・月・年）
パスポート番号

2

滞在日数
訪問者（Visitantes/Visitors）の場合
メキシコ滞在期間
メキシコ居住者（Residentes/ Residents）の
場合
海外滞在期間

3（上から）

一緒に旅行する家族の人数
荷物の個数
紛失手荷物や別送品の数

4

移動手段
メキシコ到着の際の交通手段を、海上、航
空、陸上から選択
それぞれの便番号を記入

5

総額10,000USD相当の現金や債券を持って
いるかの確認
はい（Yes/Sí）かいいえ（No/No）で答え
る。
※持っている場合は「はい」と答え、金額
を記入する

英語表面

Hacienda | ADUANAS
Secretaría de Hacienda y Crédito Público

CUSTOMS DECLARATION
for passengers arriving from abroad

WELCOME TO MEXICO
Please read the instructions before filling this form.
Each passenger or responsible family member must provide the following information:

1
Last name(s): _____
Name(s): _____
Nationality: _____
Birth date: Day _____ Month _____ Year _____
Passport number: _____

2
VISITORS
Number of days you will stay in Mexico: _____
MEXICO RESIDENTS
Number of days you stayed abroad: _____

3
Number of family members traveling with you: _____
Number of baggage pieces (bags and packages) you carry: _____
Missing luggage or baggage to be imported by cargo (pieces) (See [Attachment 1](#) of this form): _____

4
MEANS OF TRANSPORTATION
Mark with an X the means of transportation:
Maritime ☐ Air ☐ Ground ☐
Vessel No. _____ Flight No. _____ Transport No. _____

5
Carrying money in cash, receivables or a combination of both is legal; however, not declaring the total amount when more than the equivalent of 10,000 (ten thousand) United States dollars is carried may be subject to administrative or criminal penalties.
Do you bring with you cash amounts, national or foreign checks, money orders, or any other receivable documents or a combination thereof exceeding the equivalent in the currency or currencies in question of 10,000 (ten thousand) United States dollars?
NO ☐ YES ☐
If the answer is YES, declare the total amount in United States dollars. \$ _____
If the answer is YES, you must also fill out the "Declaración de Información o Extracción de Cantidades en Efectivo y/o Documentos por Cobrar" (Declaration on bringing and taking money in cash and/or securities), which you can request from customs personnel or through the link: <https://aniam.gob.mx/declaracion-de-dinero/>.

スペイン語表面

Hacienda | ADUANAS
Secretaría de Hacienda y Crédito Público

DECLARACIÓN DE ADUANA
para pasajeros procedentes del extranjero

BIENVENIDO A MÉXICO
Favor de leer previamente las instrucciones.
Todo pasajero o jefe de familia debe proporcionar la información siguiente:

1
Apellidos: _____
Nombre(s): _____
Nacionalidad: _____
Fecha de nacimiento: Día _____ Mes _____ Año _____
Número de pasaporte: _____

2
VISITANTES
Número de días que permanecerá en México: _____
RESIDENTES EN MÉXICO
Número de días que permaneció en el extranjero: _____

3
Número de familiares que viajan con usted: _____
Número de piezas de equipaje (maletas y bultos) que trae consigo: _____
Equipaje faltante o por importar por carga (piezas) (ver [Anexo 1](#) de esta forma): _____

4
MEDIO DE TRANSPORTE
Señale con una X el medio de transporte:
Marítimo ☐ Aéreo ☐ Terrestre ☐
No de embarcación: _____ No de vuelo: _____ No de transporte: _____

5
Traer dinero en efectivo, documentos por cobrar o una combinación de ambos es legal; sin embargo, no declarar la cantidad total cuando sea superior al equivalente a 10,000 (diez mil) dólares de los Estados Unidos de América puede ser objeto de sanciones administrativas o penales.
¿Trae consigo cantidades en efectivo, en cheques nacionales o extranjeros, órdenes de pago o cualquier otro documento por cobrar o una combinación de ellos superior al equivalente en la moneda o monedas de que se trata a 10,000 (diez mil) dólares de los Estados Unidos de América?
NO ☐ SÍ ☐
Si respondió SÍ, declare la cantidad total en dólares de los Estados Unidos de América. \$ _____
En caso de haber respondido SÍ, debe llenar además la "Declaración de Información o Extracción de Cantidades en Efectivo y/o Documentos por Cobrar", la cual puede solicitar al personal de aduanas o a través del enlace: <https://aniam.gob.mx/declaracion-de-dinero/>.

D2フォーマット

海外から到着する旅客の関税
申告書 (西語・英語)
(Declaración de aduana
para pasajeros procedentes
del extranjero (Español e
Inglés))

6 (上から)

携行品の申告

・生きた動物、肉、食物、植物、生花
や果物、種、葉物野菜、化学品、医薬
品、野生動物や家畜、危険品、危険物
質、それらの残余物、虫

・病原体や細胞培養

・武器や弾薬類

・見本 (サンプル)

・専門職具

・メキシコ国内への持ち込みに際し税
の支払い対象となる物

・土、牧場や草原を訪問した、家畜を
触ったかあるいは家畜が飼われた場所
にいた

はい (Yes/Si) かいいえ (No/No) で答
える。

※持っている場合や該当する場合は
「はい」

直筆署名

署名日 (日・月・年)

英語裏面

6

DECLARE IF YOU ARE BRINGING WITH YOU

Live animals, meats, food plants, flowers or fruits, seeds, green vegetables, chemicals, pharmaceuticals, biological, wild animals or farm animals, dangerous materials, substances or residues, insects. NO ☐ YES ☐

Disease agents, cell cultures. NO ☐ YES ☐

Weapons or ammunition. NO ☐ YES ☐

Samples. NO ☐ YES ☐

Professional working equipment. NO ☐ YES ☐

Goods (additional to your baggage and duty-free exemption) for which you must pay import duties. NO ☐ YES ☐

Soil or, if applies, please declare, I (we) have visited a farm, ranch or prairie. I was (we were) in contact with or manipulating live stock. NO ☐ YES ☐

I have read the information enclosed in this form. This information is accurate and legitimate. I am aware of the sanctions for those who declare falsely before an authority other than a judicial one.

Signature

Day Month Year

FOR OFFICIAL USE ONLY. C ☐ S ☐

ADDITIONAL ITEMS FOR WHICH DUTIES MUST BE PAID

Declaration number

Amount paid \$

DELIVER AT CUSTOMS

スペイン語裏面

6

DECLARE SI TRAE CONSIGO

Animales vivos, carnes, alimentos, plantas, flores o frutos, semillas, legumbres, productos químicos, farmacéuticos, biológicos, animales silvestres o de uso agrícola, materiales, sustancias o residuos peligrosos, insectos. NO ☐ SI ☐

Agentes de enfermedades, cultivos celulares. NO ☐ SI ☐

Armas o cartuchos. NO ☐ SI ☐

Muestras. NO ☐ SI ☐

Equipo profesional de trabajo. NO ☐ SI ☐

Mercancía (adicional a su equipaje y franquicia) por la que deba pagar impuestos. NO ☐ SI ☐

Tierra o, en su caso, he (hemos) visitado una granja, rancho o pradera; estuve (estuvimos) en contacto o manipulación de ganado. NO ☐ SI ☐

He leído la información contenida en esta forma y realizado una declaración verdadera y exacta, consciente de las sanciones a que se hacen acreedores quienes declaran falsamente, ante autoridad distinta a la judicial.

Firma

Día Mes Año

SOLO PARA USO OFICIAL. V ☐ S ☐

MERCANCÍA ADICIONAL POR LA QUE SE DEBA PAGAR IMPUESTOS

Declaración número

Cantidad pagada \$

ENTREGUE EN LA ADUANA

別添② D7「貿易税の支払い（Pago de contribuciones al comercio exterior）」



**PAGO DE CONTRIBUCIONES
AL COMERCIO EXTERIOR**

Folio _____
Leer al reverso

Nombre: 姓 _____ 名 _____
Apellido paterno Apellido materno Nombres

Dirección: 住所 - 地区名 _____ 番地 _____ 町名 _____
Calle Núm. Colonia

郵便番号 _____ 市区町村名 _____ 都道府県名 _____ 国名 _____
C.P. Ciudad Estado País

Correo electrónico: 電子メールアドレス _____ Núm. de pasajeros: 旅行人数 _____
Ciudad Estado País

Fecha de arribo: メキシコ入国日（日・月・年） _____
Día Mes Año

Arribo: ☐ Aéreo ☐ Marítimo ☐ Terrestre ☐ 陸上
メキシコ入国の方法一つ選択

Línea y número: 航空会社名とフライト番号 _____
 Puerto de procedencia: 出発港 _____ 国 _____
Ciudad País
 Placas de vehículo: 自動車のナンバー _____

Aduana de ingreso: 税関オフィス（入国地点名） _____ Destino: 滞在地 _____

Favor de señalar las mercancías por las que debe pagar impuestos

Descripción de la mercancía	Cantidad	Valor total (en dólares de los Estados Unidos de América)	Tipo de cambio	País de origen	Tasa	Impuesto
商品説明	数量	価格総額 (USD)	ペソ換算 レート	出発地 (商品ラベル等 記載の生産地と 同じ)	総合 税率	税額
Total de impuestos a pagar (cantidad en letra)					TOTAL \$	

Declaro bajo protesta de decir verdad
 que los datos asentados en la presente
 declaración son ciertos.
直筆署名 _____
Firma

Sello o certificación
de la máquina registradora

PARA USO EXCLUSIVO DE LA AUTORIDAD ADUANERA

Deberá ser llenado cuando el mecanismo de selección automatizado sea ROJO

Incidencia ☐ Sí ☐ No

Nombre del servidor público que efectuó el reconocimiento: _____

Firma: _____

別添③ M1.9「国際展示会用割当証明書（Carta de cupo para Exposiciones Internacionales）」

Carta de cupo para exposiciones internacionales

(Artículo 121, fracción III de la Ley)

Número de folio:	Fecha de expedición:		
主催者が割り当てる文書番号	Día	Mes	Año
	発行日		

Número de autorización:
認証番号

Número de pedimento:

割り当てられた申告書番号

Clave:	Nombre de la aduana de despacho:
右記に対応する税関コード	保税倉庫向け発送を行う税関セクションの名称

De conformidad con el artículo 119 de la ley se expide la presente carta de cupo respecto de la mercancía que a continuación se señala:

Número de bultos	Descripción de la mercancía	Valor m.n.
個数	商品説明	申告書記載の商品額のペソ換算額

Que serán despachadas al régimen de depósito fiscal por el agente o apoderado aduanal:

Número de patente o autorización	Nombre del agente aduanal, agencia aduanal o apoderado aduanal
通関士等の承認番号（4桁）	通関士等の名前・名称

Y enviados con destino al local destinado a la exposición internacional:

Nombre, denominación o razón social:	展示会主催者の名称
Domicilio autorizado:	展示会会場住所（臨時保税倉庫として認められた場所）
Nombre del evento:	展示会の名称
Periodo:	商品の展示期間

Importador:

Nombre, denominación o razón social:	輸入者の名称（納税者登録名と同じもの）
Domicilio fiscal:	その住所（納税者登録と同じもの）
R.F.C.	納税者番号

展示会主催者（その法定代理人）の氏名と直筆署名

Nombre y firma del representante legal o titular del local destinado a la exposición internacional.

Nota: De no ser utilizado el presente documento dentro de los veinte días siguientes al de su expedición, deberá devolverse a la empresa que lo expide.

小口貨物の通関・関税制度（メキシコ）
2025 年 3 月作成（2025 年 8 月更新）

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

禁無断転載